

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	認定
<p>根拠法令及び条項</p>	<p>埼玉県建築基準法施行条例</p> <p>第三条 建築物の敷地が路地状部分のみによつて道路（都市計画区域及び準都市計画区域内においては法第四十三条第一項に規定する道路、第五十六条の二の二第一項各号に掲げる区域内においては第五十六条の四に規定する道路をいう。次条、第五条、第十条、第十七条、第二十五条、第三十条、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十八条第三項において同じ。）に接する場合においては、第十条に定めるものを除くほか、その路地状部分の幅員は、次の表の下欄に掲げる数値以上とし、有効に保持しなければならない。ただし、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第七条 主要構造部が木造（準耐火構造としたものを除く。第十一条を除き、以下同じ。）である建築物の三階に床面積が三十平方メートルを超える居室を設ける場合においては、一階及び二階の天井の仕上げを令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとし、かつ、二以上の階段を設けなければならない。ただし、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>第十三条 特別支援学校の用途に供する建築物の四階以上には、教室その他児童、生徒及び幼児を収容する室を設けてはならない。ただし、当該建築物及び室の構造及び設備の設置状況により、安全上及び避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第十七条 共同住宅及び寄宿舎の用途に供する建築物の主要な出入口（地上に直接通じる階段の階段口を含む。以下この条において同じ。）は、道路に面しなければならない。ただし、当該主要な出入口が道路に通じる次の表の下欄に掲げる数値以上の幅員を有する敷地内の通路に面する場合その他土地及び周囲の状況により安全上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>2 共同住宅及び寄宿舎の用途に供する建築物には、道路又は道路、公園、広場等に通じる幅一・五メートル以上の敷地内の通路に面して出口（地上に直接通じる階段の階段口を含む。）を設けなければならない。ただし、出入口が二以上あることにより又は当該建築物の規模若しくは構造により避難上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に面して自動車の出入口を有する敷地に自動車の車庫又は修理工場の用途に供する建築物（これらの用途に供する部分の床面積</p>

の合計が五十平方メートル以上のものに限る。以下「車庫等」という。)を建築してはならない。ただし、第一号から第四号までの道路又は場所について、車庫等の規模又は周囲の状況により通行の安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

略

第三十一条 車庫等の出入口は、道の境界線から一メートル以上後退しなければならない。ただし、安全上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

第三十二条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その車庫等の主要構造部を耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する構造としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

第三十三条 車庫等の格納部分又は作業部分の構造設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 床は、耐水材料で造り、かつ、耐水材料で造った排水の設備を設けること。
- 二 床面から高さ五十センチメートル以下の位置に、外気に直接通ずる有効な換気口を二方面以上に設けること。ただし、床面が地盤面下にある場合又は有効な換気口を設けることができない場合においては、有効な排気設備を設けること。
- 2 車庫等（令第三百三十六条の九に規定する建築物又は建築物の部分で、令第三百三十六条の十に規定する基準に適合するものである車庫等を除く。）を延焼のおそれのある部分に設ける場合においては、その部分に不燃材料で造った外壁又は準耐火構造の外壁を設け、かつ、その開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。ただし、自動車車庫でその床面積が百平方メートル以下のもの場合においては、この限りでない。
- 3 車庫等の傾斜路の縦断こう配は、六分の一を超えてはならない。
- 4 前三項の規定は、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合は、適用しない。

第三十四条 自動車車庫で格納部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のものの構造設備は、前条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので次の各号の規定による構造設備と同等以上と知事が認める場合は、この限りでない。

- 一 格納部分の床から天井又ははり下までの高さは二・一メートル以上とし、自動車の通路の部分においては二・三メートル以上とすること。
- 二 床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の外気を供給することができる機械換気設備又は面積の合計が各階の床面積の十分の一以上である換気に有効な窓その他の開口部を設けること。
- 三 自動車の通路の幅員は、一方通行の場合にあつては三・五メートル以上、二方通行の場合にあつては五・五

	<p>メートル以上とし、屈曲部の内のり半径は、五メートル以上とすること。</p> <p>第四十四条 興行場等の敷地は、その外周の七分の一以上が次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。</p> <p>略</p> <p>2 前項の規定は、興行場等の敷地の次の表に掲げる数値以上の幅員を有する二以上の道路に当該敷地の外周の三分の一以上接する場合においては、適用しない。</p> <p>略</p> <p>3 前二項の規定は、興行場等の周囲に公園、広場その他の広い空地があつて安全上支障がないものとして規則で定める場合においては、適用しない。</p> <p>第五十条</p> <p>略</p> <p>2 興行場等の客席の定員が三百一人以上の階には、その客席の両側及び後方に、互いに連絡し、かつ、客席に通じる出入口を有する廊下等を設けなければならない。ただし、避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第五十条の二 興行場等の客席の部分の通路は、花道がある場合を除き、互いに連絡するものとし、行き止まり状としてはならない。ただし、構造上やむを得ない場合であつて、避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 主階以外の階に設ける客席の前面及び前段との高さの差が五十センチメートルを超える段床に設ける客席の前面には、客席の前面に広い幅の手すり壁を設ける場合を除き、高さが七十五センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第五十三条 客席の定員の合計が三百人を超える興行場等には、客席の部分と舞台（花道等を除く。）の部分との境界を直上階の床又は小屋裏まで達する準耐火構造の隔壁で区画しなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>第五十六条 この節の規定は、次節の規定によるもののほか、知事が安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。</p>
所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審 査 基 準	<p>埼玉県建築基準法施行細則</p> <p>第六条の五 条例第三条第一項ただし書、第七条ただし書、第十三条ただし書、第十七条第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条ただし書、第三十一条ただし書、第三十二条ただし書、第三十三条第四項、第四十四条第三項、第五十条第二項ただし書、第五十条の二第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第五十三条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>
	関 係 条 項

		<p>一 安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準に適合する場合</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、知事が認める場合</p> <p>2 前項第二号の規定による認定を受けようとする者は、様式第八号の三の申請書に規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。</p> <p>3 建築安全センター所長は、前項に定める図書のほか、認定に関し必要な資料を求めることができる。</p>
	<p>基準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<p>未設定</p> <p>(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)</p>
	<p>参考事項</p>	
	<p>設定等年月日</p>	<p>年 月 日設定 (年 月 日最終変更)</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>標準処理期間</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<p>総日数 60日</p>
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成16年4月1日設定 (年 月 日最終変更)</p>